「消防はばタン」デザイン使用取扱要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、「消防はばタン」デザイン（以下「デザイン」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

（使用承認の申請等）

第２条　デザインを使用しようとする者は、あらかじめデザイン使用承認申請書（様式第１号）に必要な書類を添付して、兵庫県消防課長（以下「消防課長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

(1) 兵庫県内の地方公共団体が使用するとき。

(2) 兵庫県内の学校等が教育の目的で使用するとき。

(3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。

(4) その他、消防課長が適当と認めたとき。

（使用承認）

第３条　消防課長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、デザインの使用を承認するものとする。

(1) 兵庫県の消防行政の推進の理念に反するとき。

(2) 兵庫県の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになるとき。

(3) 独占的又は営利・販売目的で使用されるおそれがあるとき。

(4) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れのあるとき。

(5) 特定の個人、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤

解を与え、または与える恐れのあるとき。

(6) その他、消防課長がデザインの使用について不適当と認めるとき。

２ 前項の承認は、デザイン使用承認書（様式第２号）をもって行うものとする。

（使用料）

第４条　使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第５条　デザインを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承認された内容により使用し、消防課長の指示する条件に従うこと。

(2) 承認を受けた者は、これを譲渡し、または転貸しないこと。

(3) 定められた色、形等を正しく使用すること。

(4) 原則として、物品等には「兵庫県マスコット はばタン」との表記を付す

ること。ただし、スペース等の関係で、上記表記が難しい場合は、「兵庫県 2020」の表記をもって代えることができる。

(5) 承認にかかる物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

（承認内容の変更の申請）

第６条　デザインの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、デザイン使用承認変更申請書（様式第３号）を消防課長に提出し、その承認を受けなければならない。

２ 前項の承認は、デザイン使用（変更）承認書（様式第２号）をもって行う。

３ 変更申請の承認後についても、前条を遵守しなければならない。

（承認の取消し）

第７条　消防課長は、デザインの使用がこの要綱及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該デザインの使用承認を取り消すことができる。

２ 前項の承認の取消しは、デザイン使用承認取消書（様式第４号）をもって行う。

（責任の制限）

第８条　前条の規定により、デザインの使用承認を取り消した場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、消防課長はその責めを負わない。

２ デザインの使用承認を受けた者が、デザインの使用によって、第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、消防課長は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

（補則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、デザインの取扱いについて必要な事項は、消防課長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日より施行する。